

令和 5 年度事業計画

境水先区水先人会

令和 5 年度も従前同様に水先法に基づき、その設立の目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置および運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

これらの目的を達成するため、本会は、会則第 4 条に次の事業を定めている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
- (4) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策、その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

1. 重点事業

令和 5 年度は、旅客船運航の再開が予想される為、より一層の利用者の信頼に応え得る船舶の安全運航、海難防止及び乗下船の安全確保並びに運航技術の向上等の水先業務の遂行に資すると共に、引受窓口業務の円滑な実施を図るため、水先業務の安全確保及び品質・サービスの向上に資する事業体制の確立及び事務所運営の整備を前年同様に重点事業として推進する。

2. 各事業

令和 5 年度は、次の具体的事業を行う。

- (1) 適正化事業
 - ・会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督
 - ・会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業の推進
 - ・品質向上に関する各種委員会における検討の実施
 - ・ユーザー対応窓口の運営による利用者意見の聴取
 - ・公益法人会計基準に基づく経理処理体制の整備
 - ・日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業への協力

(2) 業務取次窓口業務および水先人会の連絡窓口業務

- ・水先業務引受けに関する事務を適正かつ効率的に行い、代理店等との連絡を密にし、FAX、メール及び電話による確実な引受の実施、また作業後は、メールにより迅速な書類処理が可能にし、かつ、書類は紙のファイルから電磁記録に変更し、水先人会は尚一層の効率化を行う。
- ・水先業務に関する港湾工事、その他の港内作業業者とは連絡を密にし、会員に対し電話、FAX、メールでの連絡、リーフレットの配布等は遺漏のないように努めると共にタグボートやパイロットボート、綱取り会社とも情報を共有する。

(3) その他の事業

- ・境港管理組合、境海上保安部、中国地方整備局、中国運輸局等の官公署と連携して、各種会議等を通じ、境港における船舶の安全な航行、効率的な港湾の運営に寄与する。
- ・地域の海事振興協会、海上保安協会、検疫感染症措置訓練、また日本海海難防止協会、船員災害防止協会などにより持たれる会合に積極的に参画し、船舶の安全運航、海上労働の危険性等について意見交換を行う。
- ・水先業務については、日本水先人会連合会、日本船長協会などとも連携を密にし、水先区の発展に寄与する諸活動を行う。
- ・水産・漁業関連事業者に対し漁協等を通じての教宣活動を行う。
- ・地域の港湾諸活動、その他の活動へ積極的に参画して行く。
- ・水先業務の確実な実施体制を維持する為、当港への支援体制の強化並びに後継者確保のために必要な態勢を整え後継者育成を計画的に行う。

以上